

# 令和4年度 入札監視委員会議事概要

九州防衛局

開催日及び場所	令和4年12月2日（金） 福岡第2合同庁舎2階 共用第2・3会議室
委員	牧角 龍憲（大学名誉教授）          松藤 泰典（大学名誉教授） 諏佐 マリ（大学准教授）          柴田 祐二（公認会計士） 徳永 響（弁護士）

## I 地方防衛局等が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	令和4年7月1日 ～ 令和4年9月30日		
審議対象件数	86件		
1. 入札状況について（入札参加資格の設定及び落札者決定の経緯等について）			
抽出件数	2件	（審議概要） 1 建設工事等発注実績について 2 指名停止の措置状況について 3 談合疑義案件情報について 4 低入札価格調査情報について 5 抽出事案について	
建設工事	一般競争 （政府調達協定対象）		1件
	一般競争 （政府調達協定対象外）		1件
	随意契約		0件
建設コンサルタント業務等	0件		
	意見・質問	回 答	
○ 委員からの意見・質問	【建設工事等発注実績について】 特に意見なし		
○ それに対する回答等	【指名停止の措置状況について】 特に意見なし  【談合疑義案件情報について】 該当案件なし  【低入札価格調査情報について】 特に意見なし		

	意見・質問	回答
<p>○ 委員からの意見・質問</p> <p>○ それに対する回答等</p>	<p><b>【抽出事案について】</b></p> <p>1 〔対馬(4)隊庁舎新設電気その他工事〕 一般競争（政府調達協定対象外）</p> <p>・入札を3回目まで実施し、最終的に1者応札となった経緯を説明してください。</p> <p>・採用された単価等は競争参加資格確認申請者に対し通知されているのですか。</p>	<p>・本件の入札には2者が参加し、1回目の入札において調査基準価格を下回った1者に対し、施工体制の審査に必要となる追加資料の提出を求めましたが、資料が提出されなかったため入札を無効としました。</p> <p>その後、1回目の入札において予定価格を超過していた残りの1者と2回目の入札を行いました。2回目の入札においても予定価格を超過していたため、3回目の入札を行いました。</p> <p>落札決定後、資料を提出しなかった業者に対しヒアリングを行ったところ、予定していた下請会社が対馬市内の工事が多く電工が不足しており対応できないとのことであったため、職人確保の担保がとれず辞退したとのことでした。</p> <p>また、本件は見積を活用する積算方式（見積活用方式）を適用しているため、競争参加資格確認申請者（2者）から直接工事費及び共通仮設費（積上分）について記載した見積書を徴取しました。2者の見積書には乖離がありましたが、ヒアリングを行い、両者ともに妥当性が確認されたため、見積の平均値を積算価格に反映させました。</p> <p>結果として、1者が予定価格を超過し、残りの1者が調査基準価格を下回りました。</p> <p>・見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行運用マニュアルにおいて、競争参加資格確認申請者に対し通知することになっていません。</p>

	意見・質問	回答
<p>○ 委員からの意見・質問</p> <p>○ それに対する回答等</p>	<p>・採用された単価等が通知されな いたため、両者とも自社が提出した 単価等により入札を行う。結果と して、高い見積を提出したところ は予定価格を超過し、安い見積を 提出したところは調査基準価格を 下回る。仮に単価等が通知されて いればこのようなことは起きなか ったのではないのでしょうか。</p> <p>見積活用方式については、制度 上の対策を講じるべきだと考えま す。</p> <p>1〔瀬戸内(4)火薬庫新設土木工 事〕 一般競争（政府調達協定対象）</p> <p>・奄美大島の事業の全体概要を説 明してください。</p> <p>・多数（14者）の業者が入札に 参加した要因を説明してくださ い。</p> <p>・離島工事においては、見積活用 方式を適用されることが多いで すが、本件も同方式を適用してい るのですか。</p>	<p>・見積活用方式については、現在、 防衛本省において分析をしていま す。</p> <p>・薩南諸島は、陸上自衛隊の空白地 域だったため、態勢の強化が必要と され、奄美大島内の2箇所に警備部 隊等が配置されることとなりました。</p> <p>平成30年度末に部隊新編・駐屯 地開設を行うため、平成26年度か ら本事業が開始されました。なお、 建設工事につきましては、駐屯地開 設後の現在も継続中です。</p> <p>・本工事は、部隊が使用していない エリアの工事であること、また、主 体がトンネル工事であるため天候に 左右されにくいことから、工事が停 止するリスクが低く、計画的に工程 を組むことが可能であるため、参加 者が多数になったと考えます。</p> <p>また、一般的な掘削工法なのも要 因の一つだと考えます。</p> <p>・適用していません。</p>

	意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員からの意見・質問</li> <li>○ それに対する回答等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奄美大島は、工事の実績が多く履行可能な業者が多いため、見積活用方式を適用しなくても、発注者の積算価格と実勢価格の間に乖離が生じないということですか。</li> <li>・14者中10者が調査基準価格から予定価格の範囲内で入札しているということは、一般的な単価等を採用し予定価格を積算すれば、参加者は標準的な価格で入札できるということですね。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのように考えます。</li> <li>・そのように考えます。</li> </ul>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>今回と前回の審議を踏まえ改善すべき点があると考えます。 (詳細については、別添のとおり)</p>	

2. 談合疑義案件の処理状況について			
談合疑義件数		0件	(審議概要)  なし
工事	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	
業務	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	
		意見・質問	回答
○ 委員からの意見・質問  ○ それに対する回答等		なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	
3. 入札結果の事後的・分析結果について（公正入札調査会議への報告内容の確認等）			
審議概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約件数と落札率、応札率の分析</li> <li>・契約件数と一位不動・順位不動の分析</li> <li>・低入札、不調、不成立事案の分析</li> </ul>	
		意見・質問	回答
○ 委員からの意見・質問  ○ それに対する回答等		なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	

九州防衛局入札監視委員会による意見の具申

令和4年12月6日

九州防衛局長 殿

九州防衛局入札監視委員会

委員長 牧角 龍憲

委員 松藤 泰典

委員 諏佐 マリ

委員 柴田 祐二

委員 徳永 響

「九州防衛局入札監視委員会運営に関する達」(平成28年4月1日付け九州防衛局達第4号)第3条によれば、本委員会は、「入札監視委員会設置要綱について(通達)」(平成28年3月31日付け防整施(事)第152号)第2項第1号(1)アの審議において、落札者決定の経緯に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要に応じて、局長に対して意見の具申又は勧告を行うこととされている。

令和4年9月13日に開催された令和4年度第2回委員会において審議された事案(以下「本審議事案」という。)の落札者決定の経緯に改善すべき点があったのではないかと考えられることから、以下のとおり、意見を具申する。

**【意見】**

本審議事案は、見積を活用する積算方式(以下「見積活用方式」という。)を適用しているが、競争参加希望者に対して具体的内容が確定していない事項(見積活用方式により採用した歩掛又は単価等)について明示されておらず、入札手続きに改善すべき点があると考えられる。

見積活用方式において、歩掛又は単価等は、競争参加希望者が提示した当該工種の見積を積算価格に反映しており、その趣旨から公表されている標準的な歩掛又は単価等とは相違する見積条件が確定していない事項である。したがって、発注者が見積りをするために必要な条件を提示して見積りを適正に行うという建設業法第20条第4項の趣旨に照らし、採用した歩掛又は単価等の見積条件を競争参加希望者に通知することを検討すべきである。

#### <入札の経緯について>

本審議事案においては、4者が入札に参加し、施工体制確認型総合評価落札方式による入札の結果、第3回目の入札でDが30億2060万円（税込）で落札・受注した。本件の予定価格は30億6137万7918円（税込）であり、落札率は98.67%であった。調査基準価格は、28億1126万3341円（税込）に設定されていた。

本件の入札経過をみると、3回の入札が実施され落札者が決定されているが、その第1回入札において、落札者以外のA・B・Cの入札は、いずれも無効とされている。無効とされたのは、Aが入札時の書類提出の不備により、B及びCが両者ともに入札金額が調査基準価格を下回り、それに伴い求められた資料の作成・提出を行わなかったためであるとされている。一方、落札者は、第1回及び第2回の入札において、予定価格を上回る価格で入札を行い、第3回目の入札において落札している。Aを除いた本件入札参加者の技術評価点は、Cが38.1点、Bが25.766点、本件落札者が22.666点となっている。すなわち、技術評価点が高く、より低廉な価格で本件を受注し得たB又はCではなく、技術評価点が最も低く、かつ入札金額が最も高かった者が落札・受注したということになる。

#### <適用された見積活用方式について>

見積活用方式は、「見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行について（通知）」（令和2年3月30日付け防整技第5053号）（以下「防整技第5053号通知」という。）において、「発注者の積算価格と実勢価格に乖離が生じていると考えられる工種等がある場合について、入札公告の際に、発注者が競争参加資格確認申請者に当該工種等に係る見積の提出を求め、妥当性が確認できた見積を予定価格の基となる積算価格に反映させる方式である。」とされており、実勢価格を反映した適切な予定価格を設定する方式で、実効性ある不調不落対策として評価できるものである。

しかしながら、本審議事案は、見積活用方式を適用したにもかかわらず、第1回の入札では参加4者の入札金額はいずれも予定価格の制限の範囲（予定価格と調査基準価格との間。以下同じ。）内にはなかった。これは、入札に至るまでの経緯に改善すべき点があったからなのではないかと考えられる。

本審議事案の入札説明書においては、「8 競争参加資格の確認等」（以下「8」という。）で「本競争の参加希望者は、次に従い、本工事の積算に必要な見積等の提出を行うものとする。……見積には、数量書（参考数量）に明示の本工事のすべての工事科目に対する直接工事費及び共通仮設費（積上）に係るものについて記載するものとし、見積に明示する項目にかかる根拠資料についても提出するものとする。」とされ、「13 工事費内訳明細書」（以下「13」という。）で「第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。……提出された工事費内訳明細書と8により提出された見積の金額との間に著しい乖離が認められる場合は、開札後にヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、……当該入札参加者の入札を無効とする。」とされている。

すなわち、競争参加希望者にとって、8で提出するすべての工事科目に対する見積と13で提出する工事費内訳明細書（すべての工事科目の内訳明細）の金額に著しく乖離

があることは「無効」となるリスクが大きくなるため、あるいは見積との乖離を説明する多量の根拠資料を短期間で作成提出するのは困難であるため、自ずと8で提出した見積に近い金額で入札することが想定される。

防整技第5053号通知においては、「妥当性が確認された見積価格が複数ある場合は、その平均値を積算価格に反映するものとする。」とされており、複数者の見積のばらつきが大きい場合、その平均値を反映した予定価格が設定されるため、調査基準価格を下回る見積を事前に提出した参加者は、入札金額も調査基準価格を下回り、施工体制評価点の満点を取ることが難しくなるため、落札を断念し、資料提出を辞退すること（無効）が十分に想定される。

#### <見積条件について>

競争参加希望者が8で事前に提出する見積は、競争参加希望者が実勢価格を反映して適切に施工できる金額及び根拠資料（協力会社等からの見積書を含む。）を提示したものであり、調達能力及び積算能力が優れた競争参加希望者は他者に比較してより安価な見積を提示できるものである。一方、総合評価落札方式の入札における入札金額は、競争参加希望者が見積に基づきつつ、予定価格の制限の範囲内でかつ評価点が最上位になるように裁量をもって定める金額である。

ここで、見積活用方式は、発注者の積算価格と乖離する工種等の実勢価格を把握し、積算価格に反映させるために行うものであるため、該当工種等においては、公表されている積算基準や単価とは異なる（確定していない）見積条件に基づいた価格が算定されることになる。この見積条件は競争入札の前提条件であり、競争参加希望者に明確に周知すべきものである。当然ながら、競争参加希望者においては見積条件が8で提出した見積の算定時とは異なることから、明示された見積条件に基づいた金額（提出した見積とは異なる）を算定し、競争入札に参加することになる。

#### <採用した見積条件の明示について>

本審議事案の入札説明書においては、「3 工事概要」で「本工事は、発注者が競争参加希望者に見積及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積を積算価格に反映する『見積活用方式』の試行工事である。」の記載のみであり、実勢価格を反映して採用した見積条件等の通知については記載されていない。

「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第4版）」（国土交通省令和4年8月）の「1. 見積条件の提示等（1）見積りに当たっては工事の具体的内容を提示することが必要」においては、「建設業法第20条第4項により、発注者が受注予定者に対して提示しなければならない具体的内容は、同法第19条により請負契約書に記載することが義務付けられている事項（工事内容、工事着手及び工事完成の時期、工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときはその内容、前金払又は出来形部分に対する支払の時期及び方法等）のうち、請負代金の額を除くすべての事項となる。見積りを適正に行うという建設業法第20条第4項の趣旨に照らすと、例えば、上記のうち「工事内容」に関し、発注者が最低限明示すべき事項としては、① 工事名称、② 施工場所、③ 設計図書（数量等を含む）、④ 工事の責任施工範囲、⑤ 工事の全体工程、⑥ 見積



条件、⑦ 施工環境、施工制約に関する事項 が挙げられ、発注者は、具体的内容が確定していない事項についてはその旨を明確に示さなければならない。」とされている。すなわち、入札参加希望者から提出された見積を反映した見積条件（積算根拠）は、受注予定者にとって具体的内容が確定していない事項に該当するといえ、建設業法第 20 条第 4 項の趣旨に照らすと、当該工種における見積条件等の明示は発注者の責務として行うべきものである。

見積条件の明示について、例えば他省庁では、国土交通省において「見積採用にあたっては、歩掛を採用することとし、労務単価や物価資料掲載単価等については、標準単価を採用する。また、採用歩掛については、競争参加資格の確認結果通知とともにお知らせする。」（「積算の試行『見積活用方式』について」）、農林水産省において「競争参加資格通知時に採用見積価格を競争参加者宛に通知。」（「(工事調達にかかる入札方式)『見積活用方式』の試行について」）と説明されており、また地方自治体では例えば沖縄県においては「8. 予定価格の作成について (1) 根拠資料等により見積価格の妥当性が確認された場合は、その平均値の単価を予定価格に反映させる。(2) 見積価格の妥当性が確認できない場合は、見積価格を採用せず、標準積算による単価を採用する。(3) 予定価格に反映させた単価又は価格について、入札参加資格の通知とともに通知する。なお、通知日から 10 日後（土日・祝日を含まず）を入札日とする。」（『見積活用方式』試行運用マニュアル）とされており、いずれも採用した見積条件を競争参加資格の確認結果通知時に通知するとしている。なお、見積活用方式を試行している他の地方自治体においてもほぼ同様の明示がされている。